

各田辺市内

- ・指定通所介護 ・指定地域密着型通所介護
  - ・指定（介護予防）認知症対応型通所介護
  - ・指定第 1 号予防相当通所介護（予防相当通所サービス）
  - ・指定第 1 号基準通所介護（通所型基準サービス）
- } 事業所 管理者 様

田辺市 保健福祉部長  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス事業所の居宅への訪問によるサービス提供及び電話での安否確認等による対応に係る届出等について

平素は、介護保険制度にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の防止に向け、平素よりご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

さて、通所系サービスについて、厚生労働省の介護保険最新情報等の通知（以下「国通知」という。）により感染拡大防止のために都道府県等からの休業要請の有無にかかわらず、

- ① 利用者の自宅への訪問によるサービス提供
- ② 電話による安否確認等

を行った場合において、特例で介護報酬の算定が可能である旨示されています。

このことについて、本市において介護保険被保険者及び居宅介護支援事業所（担当ケアマネジャー）等からの問い合わせなどに対応する必要があるため、特例で①、②による介護報酬（指定第 1 号の事業所は事業費）の算定を行う事業所は、別添「通所系サービスによる訪問サービス等の実施届出書」を田辺市やすらぎ対策課あて提出してください。（提出は郵送可とします。）

尚、上記①、②による対応を行う際の取扱い及び留意点等についても、国通知により示されていますが、次の点について改めて留意の上対応してください。

#### <① について>

- (ア) 訪問によるサービス提供実施にあたっては、利用者の意向を確認し、利用者の担当ケアマネジャーと協議の上、通所介護計画等の個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービス提供を行ったものであること。
- (イ) 利用者の意向確認及び担当ケアマネジャーとの協議内容を記録すること。
- (ウ) 各利用者へのサービス提供時間や内容を記録すること。

#### <② について>

- (ア) 利用者の意向を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合のものであること。
- (イ) 利用者の意向確認及び電話で確認した日時、内容等を記録すること。

※ 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省通知（介護保険最新情報）につきましては、田辺市ホームページに掲載しておりますので随時ご確認をお願いします。

（掲載先：やすらぎ対策課指導係）

リンク先：<http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/saigaitoukannkei.html>

担当：介護保険係（介護報酬の算定に関すること）	TEL：0739-26-4931
高齢福祉係（指定第 1 号の事業費算定に関すること）	TEL：0739-26-4910
指導係（事業所の人員・運営基準に関すること）	TEL：0739-33-7033
	FAX（共通）：0739-25-3994